

## 退職金規定

(目的)

第1条 本規定は、〇〇株式会社就業規則第〇条の規定に基づき、従業員の退職金に関する事項を定めたものである。

(適用範囲)

第2条 従業員が退職したときは、本規定の定めるところにより退職金を支給する。ただし、下記の各号の一に該当する者に対しては適用しない。

- 1) 期間を定めて臨時に雇用した者
- 2) 定年退職後に再雇用した者
- 3) 勤続年数2年未満の者

(退職金の計算方法)

第3条 退職金の額は、退職時の基本給に、勤続年数による乗率（別表に記載）を乗じた額とする。

(勤続年数の計算)

第4条 勤続年数の計算は次のとおりとする。

- 1) 勤続年数は入社日から退職日までとし、試用期間を通算するものとする
- 2) 休職期間はその期間の2分の1を、また停職中の期間はその期間を勤続年数より控除する
- 3) 勤続年数に1年未満の端数があるときは、6カ月未満を切り捨て、6カ月以上は1年として取り扱う
- 4) 勤続2年に満たない者が死亡した場合は、勤続2年として取り扱う

(自己都合退職の計算方法)

第5条 自己都合により退職する場合の退職金は、第3条の塩定に従い算出した額に、次の乗率を乗じた額とする。

勤続	2年以上	6年未満	
〃	6〃	10〃	35%
〃	10〃	13〃	45%
〃	13〃	16〃	55%
〃	16〃	19〃	60%
〃	19〃	21〃	70%
〃	21〃	23〃	80%
〃	23〃	25〃	85%
〃	25〃		95%
〃			100%

2 前項の規定は、次の事由による退職の場合については適用しない。

- 1) 業務上の傷病に起因する退職
- 2) 死亡による退職
- 3) 会社の役員に就任するための退職
- 4) 勤続 20 年以上で 50 歳以上の者の自己都合による退職

(退職金の不支給および減額)

第 6 条 次の各号の一に該当する者には、退職金は支給しない、もしくは減額を行う。

- 1) 懲戒解雇された者には原則として退職金を支給しない
- 2) 不法行為および会社の諸規則に違反する行為により退職となった場合は、退職金の減額を行うことがある
- 3) 就業規則第〇条に定める退職の手続きに則らずに退職した場合は、退職金の減額を行うことがある

(特別功労金)

第 7 条 在職中特別の功労があった者または会社がとくに必要と認めた者に対しては、特別功労金を支給することがある。

(退職金の支払い方法)

第 8 条 退職金は一時金として支給し、原則として退職日から 30 日以内に現金で支払う。

(遺族に対する支払い)

第 9 条 従業員が死亡したときの退職金は遺族に支給する。

- 2 前項の場合の遺族の範囲および順位は、労働基準法施行規則の規定を準用する。

(退職心付け)

第 10 条 勤続 2 年未満の者が退職したときは退職心付けを支給する。

(付則)

本規定は、平成〇年〇月〇日より実施する。

<別表>

勤続年数	乗率	勤続年数	乗率
2	2.4	17	22.2
3	3.6	18	23.8
4	4.8	19	25.4
5	6.0	20	27.0
6	7.2	21	28.8
7	8.4	22	30.6
8	9.6	23	32.4
9	10.8	24	34.2
10	12.0	25	36.0
11	13.4	26	37.8
12	14.8	27	39.6
13	16.2	28	41.4
14	17.6	29	43.2
15	19.0	30	45.0
16	20.6		

※勤続30年以上は勤続年数が1年増すごとに0.5加算